

幻の城柵 郡山遺跡



郡山遺跡（南上空より）

郡山遺跡 ①

古代史年表

時代	西暦	年号	日本の主なできごと	陸奥国関係古代史
飛鳥時代	645	大化 1	大化改新	阿倍比羅夫の遠征後、道奥、越の国司、郡領らに叙位する 1月 陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷らに出家を許す 陸奥国で戸籍を作成する 出羽郡を置く 3月 陸奥国鎮東將軍に巨勢麻呂、征越後蝦夷將軍佐石湯らを派遣し蝦夷を討つ
	647	3	淳足柵（新潟県）を造る	
	658~9	齊明 4~5	磐舟柵（新潟県）を造る	
	672	天武 1	阿倍比羅夫が日本海岸の蝦夷を討つ	
	685	14	王甲の乱	
	689	持統 3	3月 諸国の家ごとに仏舎を造らせる	
	694	8	12月 藤原京に都を遷す	
	701	大宝 1	8月 大宝律令なる	
	702	2		
	708	和銅 1		
奈良時代	710	和銅 3	3月 平城京に都を遷す	9月 出羽国を置く 10月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移す 12月 陸奥国に丹取郡を建てる 5月 相模、上総、常陸、上野、武蔵、下野の富民一千戸を陸奥国に配する 10月 陸奥国香河村、閉村に郡家を建てる 5月 陸奥国から石城、石背の二国を分置する 9月 陸奥国の蝦夷反乱し、按察使上毛野廣人を殺す。持節征夷將軍多治比縣守らを派遣する 10月 柴田郡の二郷をさき刈田郡を置く 8月 諸国より柵戸一千人を陸奥鎮所に配する 3月 陸奥国の海道蝦夷反し、大掾佐伯屋麻呂を殺す 4月 海道蝦夷を征するため、持節大將軍藤原宇合らを派遣する ※ 多賀城碑によればこの年に多賀城を置く 4月 新たに白河軍団を置き、丹取軍団を改めて玉作軍団となす 1月 陸奥国の田夷村に郡家を建て、百姓となす 1~ 陸奥按察使大野東人の請により、多賀城から出羽柵への直路を開くことを実施する。持節大使兵部卿藤原麻呂らを派遣する 1月 陸奥国小田郡より初めて黄金を貢ずる 12月 雄勝城、桃生柵の造営終る 10月 伊治城の造営終る 10月 陸奥国に栗原郡を置く、もと伊治城なり 7月 陸奥国の海道蝦夷、桃生城を侵し、その西郭を敗る 10月 按察使大伴駿河麻呂ら遠山村の蝦夷を討つ 2月 陸奥国の軍士二万人を發して山海二道の賊の討伐にあたる 11月 陸奥の軍三千人を發して胆沢の賊を討つ 2月 陸奥国の軍士三千人を差發し、3月、4月に賊地に進み覺繁城をつくり、胆沢の地を得んとする 3月 陸奥国上治郡の大領伊治皆麻呂、按察使紀廣純らを殺し多賀城をおとす 11月 坂上田村麻呂を征夷大將軍となす 1月 陸奥国に胆沢城を造らせる 4月 蝦夷の首領阿弭利為ら投降する
	712	5		
	713	6		
	715	靈龜 1	里制を改め、郷里制とする	
	715	1		
	718	養老 2		
	720	4		
	721	5		
	722	6	閏4月 墾田百万町歩の開墾を計画する	
	724	神龜 1		
	724	1		
	728	5		
	730	天平 2		
	737	9		
	741	13	2月 国分寺創建の詔	
	749	天平勝宝 1		
	760	天平宝字 4		
	767	神護景雲 1		
	767	1		
	774	宝龜 5		
774	5			
776	7			
776	7			
780	宝龜 11			
780	11			
784	延暦 3	11月 長岡京に都を遷す		
平安時代	794	延暦 13	10月 平安京に都を遷す	
	797	16		
	802	21		



▲Ⅱ期官衙外郭の材木列 現地説明会

仙台市文化財パンフレット第10集

幻の城柵 — 郡山遺跡

昭和63年7月30日

編集・発行 仙台市教育委員会

仙台市国分町3丁目7-1

☎ (022) 261-1111

印刷 株式会社 東北プリント

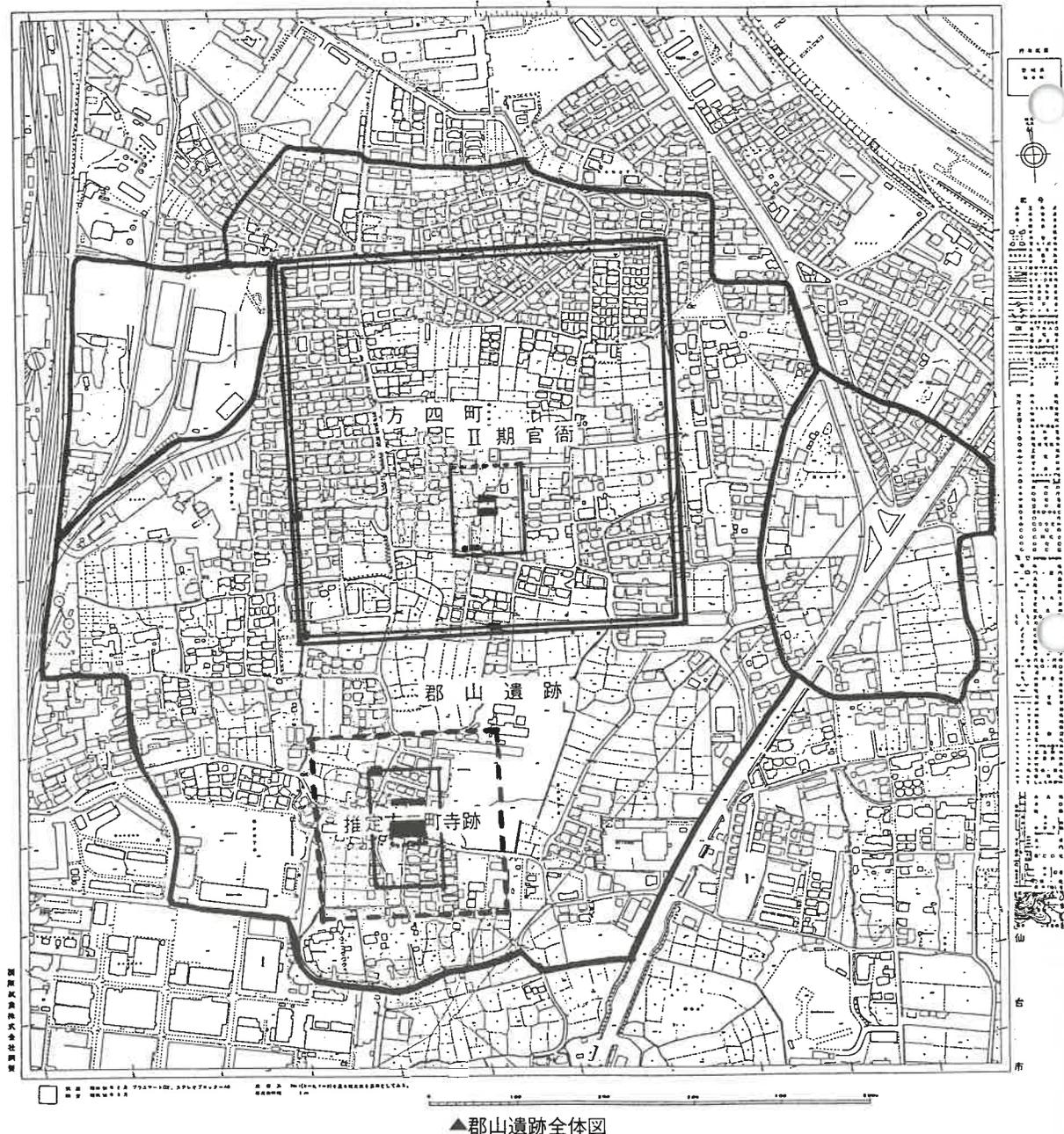
仙台市立町24-24

仙台市教育委員会

古代の東北

645年の大化改新を契機として進められた律令制支配とは、全国の土地・人民を直接支配しようとする中央集権体制である。改新後まもなく中央政府は、律令制的な行政区画＝国郡（評）里制を全国に施行し始めた。しかし、令制の郡が全国的に設置された時点で東南北半までは建郡されたことが伺えるものの、北半ではその大部分は建郡されないまま、いわば支配の外として残された。かつてこの地は異民族である蝦夷の跋扈する未開・野蛮の地であると理解され、城柵を造営し、人々を制圧して徐々に開拓していったと考えられていた。しかし、考古学的研究の結果、城柵は単に軍事的なものではなく、行政的な施設であることが証明されつつある。東南北半では建郡に先だって城あるいは柵と呼ばれる広域行政権を設定し、体制を整備したうえで令制の郡へと移行したものと考えられる。

郡山遺跡現況平面図



▲郡山遺跡全体図

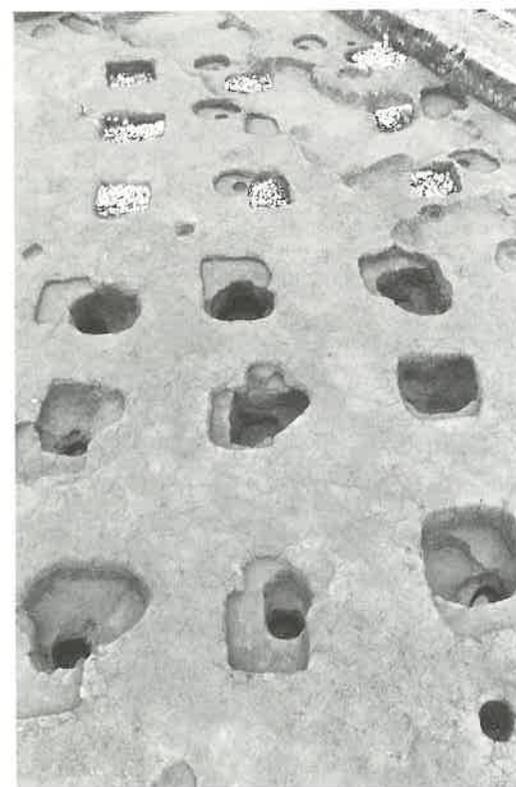
役所・寺院の規模と変遷

郡山遺跡の位置 郡山遺跡は現在の郡山二～六丁目に広がり、面積約72万㎡を有する。北・東を広瀬川、南を名取川、西を西多賀・大年寺の丘陵に囲まれた三角地帯の東側に位置し北高南低の標高8～12mの自然堤防上に立地している。この中に方六町程の広がりを持つと考えられる官衙（Ⅰ期）と方四町（428m四方）の官衙（Ⅱ期）、および推定方二町とみられる寺院跡が重複している。

Ⅰ期官衙 南北600m以上、東西400m以上にわたって広がっており、造営の基準方向が真北から東に30°前後ふれた基準線に依っており、統一的大規模な地割設計が行なわれたことを示している。外郭が判明していないことから全体規模は不明であるが、内部には堀で区画されたいくつかのブロック＝院があり、役所の官舎や倉庫が立ちならんでいたことがわかっている。官舎に使用された建物はまとまりを持って配置され、堀によって区切られている。



▲官衙内部を区画する堀と内部の建物跡



▲倉庫建物跡
隣に建て替えている



▲官舎建物跡
同じ場所で2回の建て替えている

また、倉として使用された建物は役所の中にあって、税として徴収した租、調等の穀類、布、特産物等を保管する倉庫で、直径70cm以上の太い柱を使用した建物もある。建物群は単一期のものではなく、2～4回の変遷がみられ、建物や塀の建て替えがあったことがわかっている。造営の年代は7世紀後半代とみられ、全国的にみても地方官衙としては最古のものである。

Ⅱ期官衙 官衙の範囲はⅠ期とほぼ同地域内に、Ⅰ期官衙の廃絶後もなく、あるいは意図的に取り壊して、一辺4町(428m)のほぼ正方形地割を行なって造営されている。造営基準方向は真北線に合わせている。外郭は直径30cm程のクリ材の丸太



▲Ⅱ期官衙外郭南西隅の櫓状建物の柱



▲官衙内部の建物跡や竅穴住居群



▲Ⅱ期官衙外郭の材木列

を一行にすき間なく立て並べた材木列による大規模な塀で、これが四町四方を一周すると延長1,712m、使用した材木は約6,000本と推定される。さらに、この材木列の外側には約9m(30尺)離れて幅3～5m、深さ1m以上の大溝を掘りめぐらしている。この材木列の要所には櫓状建物がとりつけられており、これまでの調査で南西隅と西辺に各1棟発見されている。

内部には建物が相当数建っていたものと考えられるが、中枢部分が未調査の為、建物配置等はわかっていない。しかし、官衙城内南東地区の調査では建物跡が3回程重複して発見されていることから、数期にわたる変遷が認められる。また、官衙城内北方の調査では外郭南辺より北に三町の位置に東西方向にのびる一本柱列による塀があり、Ⅰ期官衙同様、官衙内部があるまとまりを持って区画されていたことが考えられる。この塀の北側に官衙内で使用されたとみら

れる井戸跡が1基発見された。この井戸跡は井戸枠板が良好に残っており、井戸内からは祭祀儀礼がとり行なわれたことを思わせるように甕、壺類だけが100個程まとまって出土した。

寺院跡 Ⅱ期官衙の南前面に同一基準地割により造営されたものとみられ、官衙から南に1町離れ、西外郭は揃えている。基準方向はⅡ期官衙と同様、真北線に合わせており、推定範囲は方二町とみられる。推定寺域内中央部では版築の基礎が発見され、寺の講堂跡と推定される。付近からは多量の古瓦が出土しており、瓦葺き建物の存在を裏づけている。

瓦の中には軒瓦の他、鷗尾と呼ばれる特殊な瓦もある。また、寺域内では枠板が良く残った井戸跡が発見され、祭祀儀礼が行なわれたことを示すように甕が10数個まとまって出土した他、寺院の存在を裏づける内容を記した木簡や写経の際に使用したと考えられる「定木」(ものさし)などが出土している。

これらの官衙や寺院の造営のために多くの建築資材や労働力が使われた。材木は筏に組まれて郡山まで運ばれた。建物の柱や塀の材木の基部には筏を組む際にあけられた「イカダ穴」がみられる。造営工事には周辺のムラに暮らす人々が税の労役としてその作業にあたった。

このような大工事で完成した官衙・寺院も多賀城が造営されるとその機能を失って、奈良時代の後半には廃墟となって地下に埋もれることになる。



▲官衙の中で使われた井戸跡



▲井戸の中から発見された土器群

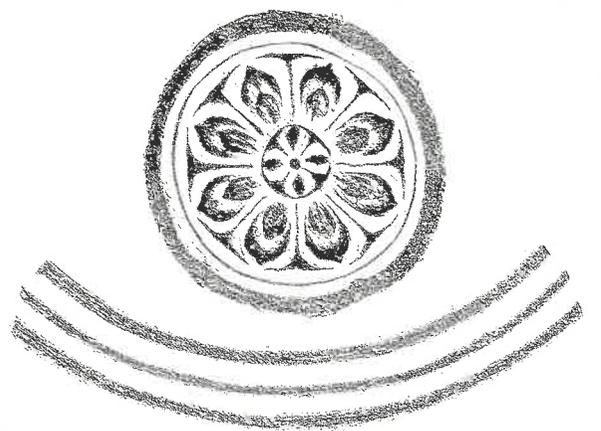


▲寺の講堂とみられる建物の基壇版築断面

出土遺物



▲官衙内で発見された畿内より搬入の暗文土器



▲寺に使用された軒瓦の文様

郡山遺跡から出土する遺物は土師器・須恵器等の食器・貯蔵容器・瓦などが主体をしめる他、硯・鉄製品、石製品、木製品、木簡、自然遺物や弥生土器など多種にわたっている。これまでの調査で出土したこれら遺物のうち修復・復元されたものは数100点に及んでいる。

役所や寺が造営された7世紀後半から8世紀初頭頃には土師器、須恵器が混在してみられるが、土師器が日常の雑器として使用されることが多いのに反し、須恵器は用途や使用階層がやや限定されたものとみられ、一般集落では極端に出土数が少ない傾向がみられるが、郡山遺跡では集落遺跡にくらべ須恵器の出土量が多く、土師器も特異なものがみられる。

土師器 坏・甕・高坏・蓋などがあり、在地産のものが主体をしめるが、関東方面から搬入されたものやその影響をうけたものがいくつかある。また暗文の施された土器は畿内地方からの搬入品とみられ、畿内の7世紀後半代のもものと酷似している。これらのことからこの役所や寺が中央とも繋がりを持っていたことが伺われる。

須恵器 バラエティに富み、土師器にくらべ多種多様で坏・蓋の他、甕・壺・瓶・平瓶・皿・鉢・高坏などがある。



▲寺院の建物に使われた瓦(平瓦, 丸瓦, 軒丸瓦, 軒平瓦)

瓦 丸瓦と平瓦があり、丸瓦は筒作りによる行基式のもので、軒丸瓦の文様は飛鳥・山田寺の瓦の系統に入る単弁の蓮華文である。

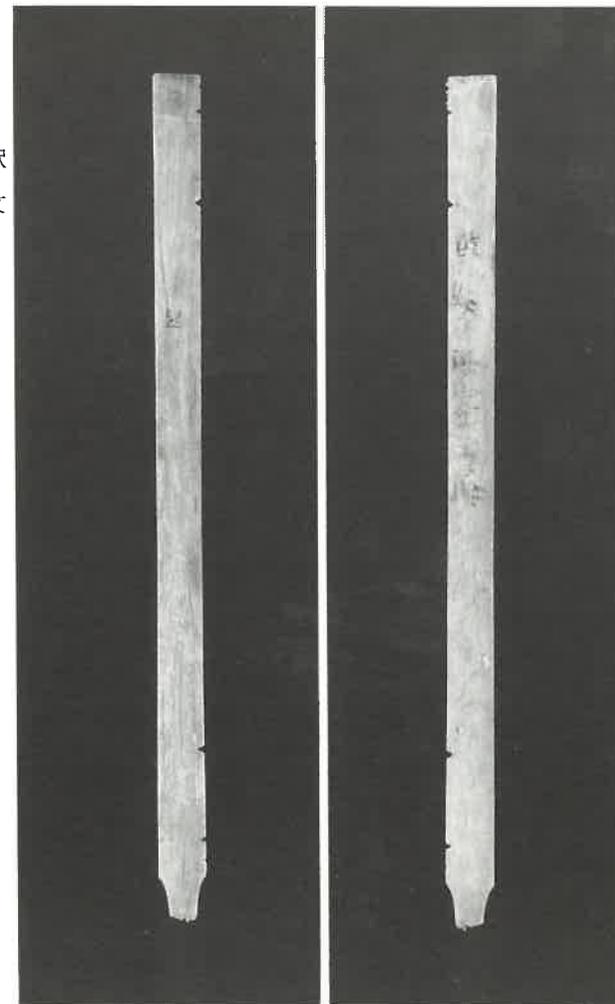
平瓦は桶巻作りによるもので、軒平瓦はロクロ挽きによる重弧文である。これらの瓦の他に鷗尾も発見された。この瓦は寺院や宮の中核建物に使用されるもので、大棟の両端に一对のせられ、多賀城廃寺や陸奥国分寺にもみられないものである。

硯と刀子 「刀筆の吏」という言葉が示すように下級役人は文字を書くのが仕事であるから役所内では硯を使用し、小刀は使用済の木札の文字を削る消しゴムの役目をする。

木簡 紙が貴重うえに税が物品で納められるこの時代には文書・帳簿・荷札や習書などに木札は必需品だったのだろう。

寺域内の井戸跡からも3点の木簡が出土している。「学生」「寺」の文字、経文の習い書きなどいづれも寺の存在を裏づけるものである。また、経文の書かれた木簡はその以前に写経の際に使用した専用の定木であったことがわかった。

積文
「波婆云婆寒云婆宇宇宇宇」



▲寺院内の井戸から発見された「定木」木簡



積文
× 学生 寺 ×

▲寺院内の井戸から発見された木簡



▲役人が使用した硯とナイフ